

現代家族法大系(4)相続I

編集代表 太田武男・川島武宣・加藤一郎

三九〇〇円

■現代家族法大系、全5巻
 (1) 婚論・家事審判・戸籍――四五〇〇円
 (2) 婚姻・離婚――三七〇〇円
 (3) 親子・親権・後見――四五〇〇円
 (4) 相続II・遺産分割・遺言等――三三〇〇円
 (5) 相続I・遺産分割・遺言等――三三〇〇円

いま大きく変容をとげようとしている日本の家族関係の現実をふまえつつ、厖大な判例・実務慣行・実際例、さらには外国法の解釈・例規等をフォローして、当面する現代家族法の問題を分析。

教育行政の課題

高柳信一・小沢辰男・平原春好編

(シリーズX)

現代教育行政入門 教育を受ける権利・学習する権利の実現を保障するためには教育行政はどうあるべきかを解明、今日の実態と問題点をさぐる。予一八〇〇円+160

西山卯三監修/京都自治体問題研究所編
 現在の都市計画の問題点を指摘し、住民の要望を整理しながら、都市の権利を追求する。

室井 力編著 一八〇〇円+160

特許法50講 増訂版

淡路剛久著
 (有斐閣ブックス)
 紋谷暢男編
 (有斐閣双書)
 一七〇〇円

特許制度の国際化への諸問題

日本工業所有権
 法学会編
 一二〇〇円

近代自然法学と権利宣言の成立

種谷春洋著
 六三〇〇円

行政事務再配分の理論と現状

板倉 宏著
 現代法選書
 行政改革の論議が活発になされているが、行政事務再配分の問題は、その重要論点の一つであり、現状分析・資料を加えて論点に接近する。一五〇〇円+200

五〇〇〇円+200

統温温泉権の研究

温泉供給の法律問題として、温泉権の現況と、その法律構成を温泉の管理・供給等の面から理論構成する。一五〇〇円+160

一八〇〇円+160

現代社会と新しい刑法理論

伝統的理論からの脱却 社会の変動につれ今までの刑法理論では、説明できない、あるいは刑法典で律しきれない現代の犯罪について、新理論を展開。三五〇〇円+200

二〇〇円+200

KEISOKU総合目録(120円) 03-814-6861

勤草書房 東京文京後楽2-23-15/東京5-175253

雑誌 08027-9

末弘巖太郎創刊

法律時報

昭和38年12月6日国鉄局特別承認准許第1699号/昭和4年12月21日第3種郵便物認可/昭和55年10月1日発行(毎月1回1冊発行)

昭和55年 10月号 通卷 第637号

特集= 国民と裁判所

裁判と国民 小田中聰樹
 人違い監置事件と現代の司法政策 松井 康浩
 法廷等秩序維持法制定の歴史 村井 敏邦
 裁判所の警備をめぐる問題点 宮本 康昭
 空文化する憲法の「裁判公開」 家永 三郎
 市民にとっての裁判所 宮川 淑一
 傍聴者にもわかる裁判を 松下 龍一

現代における法と主体-客体-関係 桜木 純
 イギリスにおける臓器移植[5] 咲
 インフレ算入論 後藤 謙一
 刑法理論史の研究[25] 内藤 彰一
 象徴天皇制の成立過程[3] 古関 幸士
 将来の売掛代金債権の譲渡担保[2] 小川 幸士
 [書評] 利谷信義・長尾龍一・根岸哲也
 [民事判例研究] 土田哲也・今西康人・大内和直

日本評論社



学界の水準に立つハンディな法律学習雑誌
 刊月 法学教室 創刊号
 [9月20日発売] B5判 一一二頁 定価五〇〇円
 東京都千代田区神田神保町2丁目17番地
 振替口座/東京6-1370番地
 〔有斐閣〕 有斐閣
 昭和55年10月号 内容見本
 〔有斐閣〕 有斐閣
 種谷春洋著
 六三〇〇円

温泉供給の法律問題 全国各地の温泉の実態調査を中心として、温泉権の現況と、その法律構成を温泉の管理・供給等の面から理論構成する。一五〇〇円+160

二〇〇円+200

KEISOKU総合目録(120円) 03-814-6861

勤草書房 東京文京後楽2-23-15/東京5-175253

PRINTED IN JAPAN

市民にとつての裁判所

獨協大學助教授
淑川

獨協大學助教授

三年ほど前の憲法記念日の直前に、作家の井上ひさし氏が新聞に書いた「憲法を生きて」というタイトルの記事の内容が、いまだに私の脳裏に焼き付いていた。それは、氏が中学時代、社会科の青年教師から聞いたという日本国憲法についての授業を回想した内容のものだった。

が、「憲法のなかでは、国民ひとりひとりが国と対抗関係にあって、真正面から睨み合っているのだから、この睨み合いに負けて、国が押し出してくれば、自分が人権は引っ込んでしまう。だからこそこのゲームには負けられない」という趣旨の教えだったという。

日本国憲法が制定直後でまだみずみずしかった時期には、こうした感覚での憲法理解はあるいは当然だったのかもしれない。だが最近四年半ほどの間に、私が国を相手に争った東京地裁でのいくつかの裁判

のである。こうして「國民主権」は人民からの議員の独立性の保障を指向するものであつて、議員の責任を人が及ぼすのは困難となる。

「国民主権」の反人民的内実を明るみに
出させる効果があつたが、政黨側の主張
に反し、裁判所の判断は注目すべきもの
であつた。すなはち判決は、「人民」と
いわば「国民」と表現しながらも、国民
と国会議員との間を権利・義務の関係で
とらえ、選挙権という国民の側の権利に
関し、国会議員が立法義務を怠りその平
等化の努力を怠った場合、それは国民の
権利に対する侵害になることを認めたの
である。

政府と市民との間の法律上の争訟関係
を否認した裁判官と、国会議員と人民と
間のそれを是認した裁判官は、私がこれ
まで裁判所で出会った裁判官の両極であ
る。

しかし、実際に何年も運動をやってい
る人間ならおそらくだれしも陥るジレン
マであろうが、運動のリーダーとフォロ
ワーとの間の溝は、運動の深化と共に狭
まるのではなく、逆に開いていくのが通
る。あるという慎みの精神が必要だからであ
る。

だが、市民運動の果てに裁判をやるの
と、近年顕著に見られる裁判の多発現象
とは同質ではない。市民運動の延長上の
裁判は、法にすがるのではなく、法を武
器とするものだからである。

私はこれまですべて、弁護士という代
理人をつけない本人訴訟でやってきた。
市民運動としての裁判はまた、自分がそ
れをつうじて賢くなるのでなければ無意味
味で、訴状に氏名を書いただけで後はす
べて代理人任せという一般的な裁判の形
式は、市民運動としてはふさわしくな
い。

だが、本人訴訟に対しては、それを尊
視しないし軽視する気配をその言動のなか
に見え隠れさせる裁判官がいる。

こういう裁判官は、原告は法律の素人
なのだからどうだい無理な屁理屈をこねて
ただ指摘した（一二四不払い運動でんま
つ記）拙著『市民運動の視点』（法学書
院）所収一一一・一二頁）。それは、運動
論としては裁判は、運動が大衆的な広が
りを持ちえないときに依拠すべき手段で
あるという慎みの精神が必要だからであ
る。

いるに違いないという先入見をもつて臨んでくる。最初からそういう姿勢だから、判例や学説に入念に当たることもなく、手抜きで判決文を書く。

ところが実際は、何十件もの裁判を請負っている弁護士より、それ一件に打ち込んでいる市民運動家の方がはるかに勉強しているから、カビの生えたような旧帝国大学時代の行政法の概説を丸写ししたに過ぎないような判決文では、逆に答申でも見るよう採点の対象になるぐらいが落ちて、裁判官の権威はいつべんに失墜する。

私の経験からいえば、実際知識の面でも、裁判官は何でも知っている権威だという先入見を捨てた方がよい。裁判官はむしろ何も知らないという前提に立つて、当事者から懇切丁寧に説明する必要がある。買い被って、当然知っているだろうから陳述しなくともわかってくれるだろうと思つたら大間違いなのである。

内部の事情を知つている者から見れば、各裁判官がかかえている事件件数があまりに多いため（昭和五二年度一年間に最高裁小法廷では、平均して民事・行政について一〇七六件、刑事については一四六三件担当した）——日本弁護士連合会編『最高裁判所』（日本評論社）一三二頁）、実際どこかで手抜きをしないと息がつけないということもある。だから本人訴訟のようなケースは、恰好の手

抜きの効果となるのである。
しかし人の命を断つことさえ決定できる権威を持つ裁判所としては、なんとか威信を保つ工夫は要る。そこで判決内容に自信がない分は舞台装置の格でカバーするというのは、意地悪い見方であろうか。
訴訟当事者の席よりもともと高い裁判官の席は、地裁よりも高裁が高くして遠く、最高裁にいたってはまるで雲上人であるのは、距離を置くことによって威信を保とうとする身分制社会の手法であろう。
憲法八二条は、人権擁護と知る権利の保障として裁判の公開を定めている。この原則からすれば、法庭の秩序維持に最小限必要な規制を除いて、知る手段の自由もまた保障され得しかるべきであろう。撮影や録音については議論の余地があるとしても、傍聴席でのメモさえ認められないというのは、異常な神経というほかない。
私がそのことを知ったのは、昨年末に最高裁の法廷へ入ったときだったが、その事実を投書したことがきっかけで、新聞紙上でちょっとした議論になった。最高裁の事務局の見解も報道されたが、いまだに説得力のある説明は何もない。情報公開を求める市民運動の激流に押し流される日まで、手をつかねて待つというのであろうか。(みやがわ・きよし)

判は、そのような憲法理解を真向うから否定するものであった。

一市民が国の行政行為（＝処分）を対象に訴訟を提起すると、国側は一様に争う資格自体を認めない「却下」の反応を打ち返していく。

わが国の実定法のなかでは、不特定多数の国民の利益（＝公共の利益）から区別される私的の利益のみが法の当事者になりうる適格性を持つていて、過ぎず、公共の利益に包摂されうる。公共の利益と同質の個人の利益に関しては、たとえそれが国によって侵されても、国を相手に争いは提起できないとされるのである。だから私が係わった事件では、鉄道運賃の引上げ認可に対し、あるいは銀行預金や郵便貯金の利子引下げ決定に対し、一鉄道利用者や一預貯金者が不服申立ての法的対抗手段を講ずる資格はない」とさ

の行政行為は、公共の利益という政府の専決領域のなかに囲い込まれ、個々の国民＝市民にとってはアンタッチャブルとなる。つまり市民は、公共という範疇で一括されることによって、国家との睨み合い関係を否定され、権利主体から被保護客体に転落させられてしまうのである。

私はこうした論理を何度も法廷で国側から聞かされた。支配の体系としての行政諸法の把握であり、國家の構成を自然法＝社会契約から説明する市民社会国家論の全面否定である。

一市民と國との間で憲法秩序の根幹にかかるわるこうした争いが裁判所に持ち込まれた場合、担当裁判官は、だいたいイヤな顔をして法廷に出てくる。自らの思想もまたテストされる羽目に陥るからである。實際この種の争いについての裁判所の判断は、裁判官の思想そのものが判断の基準となるのであるが、それは具体的

はく思想闘争として活用することはできる。私自身、これまでの行政訴訟はすべて敗訴に終つたが、前述したような権力側の論理を露出させたことは大きな収穫だと思っている。

今日の段階で、市民にとっての睨み合いの相手は、行政府のみでなく、議会もある。議会制民主主義の制度は、主権原理としては「国民主権」と結びついているが、「国民主権」は、かつて市民革命段階に「君主主権」を排除しつつ登場した一つの主権の指定形態である。それは、フランス革命の経過に沿って杉原泰雄氏が解明したとおり、議員の人民への従属義務づける「人民主権」とは区別されるブルジョワ（＝議会）主権であり、国会議員は、国籍保有者の総体としての抽象的「国民」に対してのみ責任を負う。「国民」はそれ自体としては意思能力を持たないから、主権の行使は代表者である議員に一任されることにな

的には、実定法を注釈的に極力狭く解釋するか、憲法の精神に照らして創造的に広く解釈するかの姿勢としてあらわれる。